

事務連絡
令和7年3月28日

各都道府県教育委員会教育相談担当課
各政令指定都市教育委員会教育相談担当課 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

災害発生時のスクールカウンセラーの派遣手続き等について（依頼）

文部科学省では、令和6年1月に発生した能登半島地震における被災地の状況やニーズの把握に時間を要したことなどを踏まえ、省内での「被災地学び支援派遣等枠組み」検討会議における議論などを基に令和6年12月に「被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）の構築（最終まとめ）」を取りまとめました。

この最終まとめを受けて、今後の災害発生時の対応の迅速化・負担軽減を図るため、これまで示してきた災害時における心のケアの進め方なども踏まえ、日常の健康観察やスクールカウンセラーの追加派遣を含めた災害時における子供の心のケアに関する学校・教育委員会や関係団体に係る流れを添付資料のとおり整理しました。

つきましては、都道府県教育委員会においては自ら設置する学校及び域内の市町村教育委員会に対して、政令指定都市・市町村教育委員会においては自ら設置する学校に周知するとともに、平時の対応に加え、災害発生時の教育相談体制の充実に一層努められるようお願いします。

記

（1）スクールカウンセラーの派遣について

被災した子供の心の傷は、長期化・複雑化する場合や時間の経過とともに表面化していくこともあることから、災害発生時、各学校においては、健康観察、家庭・避難所への訪問、啓発資料の配布、心のケアに関する調査、教職員間の情報の共有、専門家や専門機関等との連携などを通じた継続的な支援が必要であること。

各学校の設置者においては、各学校における健康観察などを踏まえ、スクールカウンセラーの派遣を都道府県教育委員会や関係団体と調整するなどの体制整備が求められること。

また、各学校及びその設置者においては、平時から関係部局や関係機関などと連携・協力して災害発時における教育相談体制の整備に努める必要があること。

各都道府県教育委員会においては、市町村を包括する広域の地方公共団体の観点から、域内の市町村教育委員会が行う災害時を含む教育相談体制の整備に対する支援が求められること。

（2）その他

これまでの災害においても、親を亡くしたり、避難所生活で課題を抱えた児童生徒をスクールソーシャルワーカーが関係機関に繋げたなどの対応事例が報告されていることから、災害発時、各学校においては、児童生徒の福祉に関する支援も求められること。

スクールソーシャルワーカーについては、地域の事情に精通していることが望まれることから、各学校の設置者及び各都道府県教育委員会においては、災害の状況に応じて、被

災した学校への県内派遣などが行えるよう、平時から体制構築に努めることが重要であり、支援を行う際には、関係部局や関係機関などと連携・協力して、児童生徒の福祉に関する支援も想定した対応が求められること。

(添付資料)

- 災害発生時のスクールカウンセラーの派遣手続き等について

(参考情報)

- 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）の構築（最終まとめ）について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetsu/D-EST/mext_00001.html



(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導第二係

電話 03-5253-4111 (内線 3289)
FAX 03-6734-3735

災害発生時のスクールカウンセラーの派遣手続き等について

令和7年3月28日
文部科学省
初等中等教育局
児童生徒課

【目的】

文部科学省では、令和6年1月に発生した能登半島地震における被災地の状況やニーズの把握に時間を要したことなどを踏まえ、「被災地学び支援派遣等枠組み」検討会議での議論などを基に令和6年12月24日に『「被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）』の構築（最終まとめ）』（※1）を取りまとめた。

この最終まとめを受け、災害発生時には、迅速に域内の相談支援体制を整える必要があることから、これまで示してきた災害時における心のケアの進め方など（※2）も踏まえ、日常の健康観察やスクールカウンセラーの追加派遣を含めた災害時における子供の心のケアに関する学校・教育委員会や関係団体に係る流れを整理し、関係者に明示しておくことで、今後の災害発生時の対応の迅速化・負担軽減を図る。

（※1）

被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）の構築（最終まとめ）令和6年12月24日・文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/D-EST/mext_00001.html

（※2）

非常災害時における子どもの心のケアのために（平成10年3月・文部省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/003/005/004.htm

子どもの心のケアのために～災害や事件・事故発生時を中心～（平成22年7月・文部科学省）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

学校防災マニュアル（自身・津波災害）作成の手引き（平成24年3月・文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afielddfile/2018/12/04/1323513_01.pdf

【具体的な流れ】

1 日常の健康観察

危機に直面したことによる心身の健康問題の早期発見・早期対応を的確に行うには、日頃から、きめ細かな健康観察を実施する必要がある。

健康観察は、子供の発達段階や年齢に応じてかかりやすい病気、特別な配慮を必要とする子供の特性等を考慮した上で実施する必要があるため、各学校の実態に合わせた方法で実施する必要がある。

具体的には、学級担任等により行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、体調不良のみならず、心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待、精神疾患など、子供の心の健康問題の早期発見・早期対応にもつながることから、その重要性は増している。

また、子供の心身の健康状態の観察においては、災害等に遭遇した際に子供に現れやすい心身の反応について校内研修等により熟知しておく必要があり、さらには、教職員間での情報の共有を図り、共通理解を図って支援が行えるようにすることが重要である。

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）抄

第二節 健康相談等

(健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。
(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たつては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

2 災害発生から学校再開まで

(1) 学校における心のケアの対応方針の策定

災害発生から学校が再開されるまでの間は、災害の状況に応じてICTを活用しつつ、家庭訪問や避難所訪問等が子供の心身の健康状態を直接観察する機会となる。

その際、学校における様子と家庭での様子が大きく異なることは珍しくないことから、保護者から貴重な情報が得られる場合も多いことを念頭に置く必要がある。

管理職は、子供の心のケアに向けての組織体制を構築するため、学級担任や養護教諭等が行った家庭訪問や避難所訪問等により把握した子供の心身の健康状態などを基に、学校の設置者と連携を図り、心のケアの対応方針（全体計画を含む。）を策定する。

【参考】心のケアに関する対応方針

非常災害時における子どもの心のケアのために（平成10年3月・文部省）抜粋

第4章 学校等の非常災害時における心のケアの方法と実際

1 心のケアに関する対応方針の策定と校内体制の整備

(1) 学校における心のケアに関する対応方針の策定

<心のケアに関する対応方針>

項目	時系列に沿った内容		
	平常時	非常災害直後から授業再開まで	授業再開後
①健康状態の実態把握	(a) 心身の健康観察		
	健康観察の円滑な実施	特に配慮を要する子どもの把握	継続支援する子どもの把握
	(b) 心身の健康への影響に関する調査		
	調査の内容及び方法の検討と共に理解	災害直後に把握すべき調査内容及び調査方法の確認と実施	災害後の定期的な調査の検討と実施
	(c) 保健室の来室状況		
	来室状況の把握の方法確認	保健室利用者の把握と分析	来室状況の把握の方法とその内容
②心の健康に及ぼす影響への対応	(a) 相談活動の整備と充実		
	年間の活動計画や役割分担など相談体制の確立	非常災害後に必要な相談活動の実施	長期的な相談活動による支援体制の確立
	(b) 学級・ホームルームにおける対応		
	心身の健康状態把握と対応の理解	被害状況の確認とその対応	長期的視点に立った心のケアの推進
	(c) 非常災害時の保健室の役割と対応		
	非常災害時における保健	被害状況及び心身の健康実	情報の収集と活用及び専

	室の果たす役割と救急体制などの確立	態等の把握と健康相談活動等の実施	門家、専門機関等との連携
③心の健康に関する情報の収集と活用	(a) 情報の収集と活用		
	入手方法の確認	非常災害後の情報の入手方法と活用方法	心のケアに関する情報の収集
④家庭・地域社会との連携	(b) 校内研修		
	校内研修の開催	被害の実態に合った研修の開催	定期的な研修の開催
⑤専門家、専門機関等との連携	(a) 学校保健委員会の活用		
	非常災害時等の学校の危機管理と学校保健委員会の役割の確認	災害・災害直後における役割の再確認	長期的な視点に立った学校保健計画の調整
	(b) 家庭との連携		
	非常災害時の連絡方法の確保と周知と対応の在り方	災害・災害後の連絡体制の確認及び子どもへの対応の周知	災害後的心身への影響の把握
	(c) 地域社会との連携		
	地域団体との連絡等開かれた学校づくりの促進	ボランティアの受入など地域社会との連絡・協力	心のケア活動の整備
	専門家、専門機関等との連携		
	各専門家、専門機関等の役割等の確認と連携及び連絡方法の確認	非常災害後の心の健康への影響に対応するための専門家、専門機関等の活用	継続支援の必要な子どもたちへの相談活動と、専門家、専門機関等との連携

(2) スクールカウンセラーの派遣調整

市町村（政令指定都市を除く。以下同じ。）教育委員会は、設置する学校が策定した子供の心のケアの対応方針に基づき、都道府県教育委員会にスクールカウンセラーの派遣要請を行う。

都道府県・政令指定都市教育委員会は、域内の市町村教育委員会及び設置する学校からスクールカウンセラーの派遣要請を受けた際は、域内の心理及び臨床心理に関する職能団体等の協力の下、スクールカウンセラーの派遣調整を行う。域内での対応が難しい場合、都道府県・政令指定都市教育委員会は、文部科学省へ当該都道府県外からのスクールカウンセラーの追加派遣を要請する。

文部科学省は、災害の規模や状況等を踏まえ、その必要性が認められる場合には、被災した都道府県・政令指定都市教育委員会からのスクールカウンセラーの追加派遣の要請を待たずに、一般社団法人日本臨床心理士会に対して都道府県団体から被災地に派遣可能な会員（有資格者）の推薦を取りまとめるよう要請する。

文部科学省に対して追加派遣を要請した都道府県・政令指定都市教育委員会は、一般社団法人日本臨床心理士会が取りまとめたリストを基に、当該有資格者に勤務条件を明示した上で、被災した域内の学校に追加派遣するスクールカウンセラーを任用する。なお、任用したスクールカウンセラーを被災した域内の学校に追加派遣するに当たっては、宿泊先や移動手段の確保などを行う必要がある。

また、都道府県・政令指定都市教育委員会は、任用したスクールカウンセラーが被災した域内の学校において心のケアを実施しやすいようにするため、域内の心理及び臨床心理に関する職能団体や市町村教育委員会等の協力の下、例えば、被災した学校における普段の状況や被災した学校が複数ある場合はそれぞれにおける心のケアの実施状況などの情報を共有する機会を設けるなどして、災害時における心のケアの実施体制を整備する。

(追加派遣者リストの例)

	氏名	ふりがな	派遣可能期間	連絡先		現住所 (市町村名まで)	備考
				電話番号	メールアドレス		
1							
2							
3							
4							

3 学校再開から1週間程度

(1) 子供の心のケアの健康状態の把握

学校再開後、学級担任や養護教諭等が中心となり、健康観察の強化や様々な調査の実施（例：家庭での様子、心のケアに関する相談希望、質問紙など）により、子供の心身の健康状態の把握に努める必要がある。

管理職は、学級担任や養護教諭等が把握した健康観察の結果等に基づき、学校の設置者と連携を図り、子供の心のケアの対応方針の確認・修正等を行う。

(2) スクールカウンセラーの派遣調整

学校の設置者は、学校における子供の心のケアの対応方針の修正等に基づき、スクールカウンセラーの追加の派遣調整を行う。（派遣調整の方法については上記2（2）参照）

4 学校再開1週間後から6か月

(1) 繙続的な子供の心のケアの健康状態の把握

子供の心の傷は、被災が大きいほど長期化・複雑化し、状況によっては、時間の経過とともに表面化してくることもあることから、中・長期的な心のケアの対応方針に基づき、健康観察、家庭・避難所への定期的な訪問、校長による面談、啓発資料の配布、心のケアに関する調査、教職員間の情報の共有、学校医やスクールカウンセラーとの連携などを通じて、継続的な心身の健康問題への支援に努める。

(2) スクールカウンセラーの派遣調整

学校の設置者は、中・長期的な心のケアの対応方針に基づき、スクールカウンセラーの追加の派遣調整を行う。（派遣調整の方法については上記2（2）参照）

フロー図

【学校・市町村教育委員会からの要請に基づき、域内からスクールカウンセラーを派遣できる場合】

学 校	市町村 教育委員会	都道府県・政令指定都市 教育委員会	文部科学省	日本臨床心理士会
<<災害発生>>				
①子供の心身の健康状態を把握			派遣可能な会員(有資格者)のリスト化を要請※2	都道府県団体から派遣可能な会員(有資格者)の推薦を取りまとめ
②心のケアの対応方針を決定				
③スクールカウンセラーの派遣調整を学校の設置者に要請※1	【市町村立学校の場合】 ④都道府県教育委員会にスクールカウンセラーの派遣を要請	⑤域内の心理及び臨床心理に関する職能団体等の協力の下、域内からのスクールカウンセラーの派遣を調整		
<<子供の心のケア>>		⑥スクールカウンセラーを派遣		

【学校・市町村教育委員会からの要請に基づき、域内からスクールカウンセラーを派遣できない場合】

学校	市町村 教育委員会	都道府県・政令指定都市 教育委員会	文部科学省	日本臨床心理士会
<<災害発生>>				
①子供の心身の健康状態を把握			派遣可能な会員(有資格者)のリスト化を要請※2	都道府県団体から派遣可能な会員(有資格者)の推薦を取りまとめ
②心のケアの対応方針を決定				
③スクールカウンセラーの派遣調整を学校の設置者に要請※1	【市町村立学校の場合】 ④都道府県教育委員会にスクールカウンセラーの派遣を要請	⑤域内の心理及び臨床心理に関する職能団体等の協力の下、域内からのスクールカウンセラーの派遣を調整		
		⑥文部科学省に当該都道府県外からの追加派遣を要請	⑦日本臨床心理士会に会員(有資格者)の派遣を要請	
		⑨リストを基に有資格者と調整の上、任用		⑧派遣可能な会員リストを提供
<<子供の心のケア>>		⑩スクールカウンセラーを派遣		

※1 市町村立学校は市町村教育委員会、都道府県立学校は都道府県教育委員会 ※2 その必要性を判断した上で要請